

# 中華人民共和国環境保護税法

## 第一章 総則

**第一条** 環境を保護・改善し、汚染物排出を減らし、生態文明建設を推進するため、本法を制定する。

**第二条** 中華人民共和国領域と中華人民共和国管轄のその他海域で、課税対象汚染物を環境に直接排出する企業・公共事業者・その他生産経営者は環境保護税の納税者であり、本法の規定に基づき環境保護税を納付するものとする。

**第三条** 本法における課税対象汚染物とは、本法付表『環境保護税税目税額表』、『課税対象汚染物と当量値表』に定める大気汚染物、水汚染物、固形廃棄物、騒音を指す。

**第四条** 下記のいずれかの状況に当てはまる場合、汚染物を環境に直接排出したものと見なされないため、その汚染物に対する環境保護税を徴収しない。

(一) 企業・公共事業者、その他生産経営者が、法に基づき設立した污水集中処理、生活ゴミ処理場に課税対象汚染物を排出する場合、

(二) 企業・公共事業者、その他生産経営者が、国と地方の環境保護基準に適合する施設・場所で固形廃棄物を保管または処分する場合。

**第五条** 法に基づき設立した都市污水集中処理・生活ゴミ集中処理場が、国と地方の定める排出基準を超過して、課税対象汚染物を環境に排出した場合、環境保護税を徴収する。

企業・公共事業者・その他生産経営者による固形廃棄物の保管や処分が、国と地方の環境保護基準を満たさない場合、環境保護税を徴収する。

**第六条** 環境保護税の税目・税額は、本法付表『環境保護税税目税額表』を適用する。

課税対象の大気汚染物・水汚染物の具体的な適用税額の確定・調整は、省・自治区・直轄市の地方政府が、管轄地区の環境受容能力、汚染排出の現状、経済・社会・生態系の発展目標要求を統合的に勘案し、付表『環境保護税税目税額表』が規定する税額の範囲内で行い、同級人民代表大会常務委員会に報告の上決定し、全国人民代表大会常務委員会・国務院に届出するものとする。

## 第二章 税額算出の根拠と納税額

**第七条** 課税対象汚染物の税額算出の根拠は、下記の方法で確定する。

(一) 課税対象の大気汚染物は、汚染物排出量を換算した汚染当量数に基づいて確定する。

(二) 課税対象の水汚染物は、汚染物排出量を換算した汚染当量数に基づいて確定する。

(三) 課税対象の固形廃棄物は、固形廃棄物の排出量に基づいて確定する。

(四) 課税対象の騒音は、国が規定する基準を超過したデシベル数に基づいて確定する。

**第八条** 課税対象の大気汚染物・水汚染物の汚染当量数は、当該汚染物の排出量 (kg) を当該汚染物の汚染当量値 (kg) で割って計算する。各種の課税対象の大気汚染物・水汚染物の具体的な汚染当量値は、本法付表の『課税対象汚染物と当量値表』を適用する。

**第九条** 各排出口、または排出口のない課税対象大気汚染物については、汚染当量数の大きい順から上位 3 種の汚染物に課税する。

各排出口の課税対象水汚染物は、本法付表『課税対象汚染物と当量値表』に基づき、第一種水汚染物とその他水汚染物に区分し、汚染当量数の大きい順から、第一種水汚染物は上位 5 種に課税し、その他汚染物は上位 3 種に課税する。

省・自治区・直轄市政府は、管轄地区の汚染排出削減に関する特殊な必要性に基づき、同一の排出口で課税する汚染物の種類数を増やすことができ、同級人民代表大会常務委員会に報告し決定の上、全国人民代表大会常務委員会・国務院に届出するものとする。

**第十条** 課税対象の大気汚染物・水汚染物・固形廃棄物の排出量、騒音のデシベル数は、下記の方法と順序

で算定する。

(一) 納税者が国の規定とモニタリング規範に適合した汚染物自動モニタリング設備を設置・使用する場合、汚染源自動モニタリングデータに基づき算定する。

(二) 納税者が汚染物自動モニタリング設備を設置・使用していない場合、モニタリング機関が発行した国家関連規定とモニタリング規範に適合したモニタリングデータに基づき算定する。

(三) 排出する汚染物の種類が多い等の原因によりモニタリング条件を備えていない場合、国務院環境行政部門が規定する汚染排出係数またはマテリアルバランス法により算定する。

(四) 本条第1項から第3項に定める方法で計算できない場合、省・自治区・直轄市政府環境行政部門が規定するサンプリング推算方法で査定・算定する。

**第十一条** 環境保護税納額は、下記の方法で算定する。

(一) 課税対象大気汚染物の納税額は、汚染当量数に具体的な適用税額を乗じたものとする

(二) 課税対象水汚染物の納税額は、汚染当量数に具体的な適用税額を乗じたものとする。

(三) 課税対象固形廃棄物の納税額は、固形廃棄物排出量に具体的な適用税額を乗じたものとする。

(四) 課税対象騒音の納税額は、国家规定基準を超えたデシベル数に対応する具体的な適用税額とする。

### 第三章 税額減免

**第十二条** 下記の状況では、環境保護税を免除する。

(一) 農業生産（大規模畜産養殖を除く）で課税対象汚染物を排出する場合。

(二) エンジン車、鉄道機関車、非道路移動用機械、船舶、航空機等の移動型汚染源が課税対象汚染物を排出する場合。

(三) 法に基づき設立した都市污水集中処理、生活ゴミ集中処理場が排出する課税対象汚染物が、国と地方で定める排出基準を超えない場合。

(四) 納税者が综合利用する固形廃棄物が、国と地方の環境保護基準を満たしている場合。

(五) 国務院が免税を認めるその他の状況。

第5項の免税規定は、国務院が全国人民代表大会常務委員会に届出するものとする。

**第十三条** 納税者が排出する課税対象の大気汚染物・水汚染物の濃度が、国と地方が規定する汚染排出基準の30%を下回る場合、環境保護税を75%減額する。納税者が排出する課税対象の大気汚染物・水汚染物の濃度が、国と地方が規定する汚染排出基準の50%を下回る場合、環境保護税を50%減額する。

### 第四章 徴収管理

**第十四条** 環境保護税は、税務機関が『中華人民共和國税徴収管理法』と本法の関連規定に基づき徴収管理する。

環境行政部門は、本法と環境関連法令の規定に基づき、汚染物のモニタリング管理に責任を負う。

県級以上の地方政府は、税務機関、環境行政部門、その他関連機関による分業協力業務メカニズムを構築し、環境保護税徴収管理を強化して、税金の適時全額納付を保障する。

**第十五条** 環境行政部門と税務機関は、税務関連情報共有プラットフォーム、業務協力メカニズムを構築するものとする。

環境行政部門は、汚染排出事業者の汚染排出許可、汚染物排出データ、環境違法・行政処罰状況等の環境関連情報を、税務機関に対し定期的に送信するものとする。

税務機関は、納税者の納税申告・納税・税額減免・未納額・リスクや疑問点等の環境保護税関連情報を、環境行政部門に定期的に送信するものとする。

**第十六条** 納税義務発生時期は、納税者が課税対象汚染物を排出した日とする。

**第十七条** 納税者は、課税対象汚染物排出地の税務機関に環境保護税を申告・納付するものとする。

**第十八条** 環境保護税は、月ごとに計算し、四半期ごとに納付する。固定の期間で算定・納税できない場合、

回を分けて納税申告してもよい。

納税者が納税申告する場合、税務機関に対して、排出した課税対象汚染物の種類・量、大気汚染物・水汚染物の濃度を報告するものとし、税務機関は実情を踏まえて納税者にその他納税資料の提出を求める。

**第十九条** 四半期ごとに納税申告する納税者は、四半期終了から 15 日以内に、税務機関に納税申告の手続きを行い、納税するものとする。回を分けて納税申告する納税者は、納税義務の発生した日から 15 日以内に、税務機関に納税申告の手続きを行い、納税するものとする。

納税者は、法に基づき事実通り納税申告を手続きし、申告内容の正確性と完全性に責任を負うものとする。

**第二十条** 税務機関は、納税者の納税申告データと環境行政部門が提供した関連データ資料を対比する。

税務機関が、納税者の申告データ資料に不備を発見した、或いは納税者が規定の期限通り納税申告していない場合、環境行政部門に再検査を行うよう提起でき、環境行政部門は、税務機関のデータ資料を受領した日から 15 日以内に、税務機関に対し再検査意見を発行するものとする。税務機関は、環境行政部門が再検査したデータ資料を基に納税者の課税額を調整するものとする。

**第二十一条** 本法第 10 条第 4 項の規定に基づき汚染排出量を査定・計算する場合、税務機関は環境行政部門と共に汚染排出の種類・量・課税額を審査するものとする。

**第二十二条** 納税者が海洋事業に従事しており、中華人民共和国管轄海域に課税対象の大気汚染物・水汚染物・固形廃棄物を排出する場合、環境保護税を申告納付する具体的方法については、国務院税務主管部門と国務院海洋主管部門が規定する。

**第二十三条** 納税者、税務機関、環境行政部門、及びその職員が、本法規定に違反した場合、『税徴収管理法』、『環境保護法』、関連法令の規定に基づき、法的責任を追及する。

**第二十四条** 各級政府は、納税者による環境建設への投資強化を奨励し、納税者の汚染物自動モニタリング設備への投資に対して資金・政策的支援を行うものとする。

## 第六章 付則

**第二十五条** 本法では以下の用語を次のように定義する。

(一) 汚染当量：汚染物または汚染排出活動の環境に及ぼす有害性の程度及び処理の技術経済性に基づき、各汚染物の環境汚染を評価する総合的指標や計量単位を指す。同一媒質で、汚染当量が同等である汚染物同士では、その汚染影響度はほぼ同等となる。

(二) 汚染排出係数：正常な技術経済・管理条件下において、単位製品の生産あたりで排出する汚染物量の統計平均値を指す。

(三) マテリアルバランス法：物質質量保存の法則に基づき、生産過程で使用する原料、生産する製品、発生する廃棄物等を算定する方法を指す。

**第二十六条** 課税対象汚染物を環境に直接排出する企業・公共事業者、その他生産経営者は、本法の規定に基づき環境保護税を納めるほか、引き起こした損害については法に基づき責任を負うものとする。

**第二十七条** 本法施行日より、本法の規定通り環境保護税を徴収し、汚染排出費を徴収しない。

**第二十八条** 本法は 2018 年 1 月 1 日より施行する。

環境保護税税目税額表

税 目		税額算出単位	税 額	備考
大気汚染物		1 汚染当量当たり	1.2 元～12 元	
水汚染物		1 汚染当量当たり	1.4 元～14 元	
固形廃棄物	石炭ボタ	1 トン当たり	5 元	
	選鉱残渣	1 トン当たり	15 元	
	危険廃棄物	1 トン当たり	1000 元	
	製錬残渣、微粉炭灰、炉残渣、その他固形廃棄物（半固体、液体状廃棄物を含む）	1 トン当たり	25 元	
騒音	工業騒音	基準超過 1～3 デシベル	毎月 350 元	1.事業者境界部で複数の箇所に騒音基準超過がある場合、最も高い基準超過数値で納税額を計算する。境界部で100m超離れた2ヵ所以上で騒音基準超過がある場合、2事業者として納税額を計算する。 2.同一事業者で複数の作業場を有している場合、それぞれ納税額を計算し、合算する。 3.昼夜共に騒音基準超過する場合、昼・夜それぞれ納税額を計算し、合算する。 4.騒音発生源の基準超過が1ヵ月のうち15日未満である場合、納税額は半額とする。 5.工場境界部での基準超過騒音が、夜間に頻繁・偶然に突発する場合、等価騒音レベルとピーク値の両方の指標から基準超過デシベルのより高い方で納税額を計算する。
		基準超過 4～6 デシベル	毎月 700 元	
		基準超過 7～9 デシベル	毎月 1400 元	
		基準超過 10～12 デシベル	毎月 2800 元	
		基準超過 13～15 デシベル	毎月 5600 元	
		基準超過 16 デシベル以上	毎月 11200 元	

## 課税対象汚染物と当量値表

## 一、第一種水汚染物汚染当量値

汚染物	汚染当量値(kg)
1. 全水銀	0.0005
2. 全カドミウム	0.005
3. 全クロム	0.04
4. 六価クロム	0.02
5. 全ヒ素	0.02
6. 全鉛	0.025
7. 全ニッケル	0.025
8. ベンゾ(a)ピレン	0.0000003
9. 全ベリリウム	0.01
10. 全銀	0.02

## 二、第二種水汚染物汚染当量値

汚染物	汚染当量値(kg)	備考
11. 懸濁物質(SS)	4	
12. 生物化学的酸素要求量(BOD <sub>5</sub> )	0.5	同一排出口の COD、BOD <sub>5</sub> 、 TOCは1項目のみ徴収する。
13. 化学的酸素要求量(COD)	1	
14. 全有機炭素 (TOC)	0.49	
15. 油分	0.1	
16. 動植物油	0.16	
17. 揮発性フェノール	0.08	
18. 全シアン化物	0.05	
19. 硫化物	0.125	
20. アンモニア性窒素	0.8	
21. フッ化物	0.5	
22. ホルムアルデヒド	0.125	
23. アリニン類	0.2	
24. ニトロベンゼン類	0.2	
25. 陰イオン界面活性剤(LAS)	0.2	
26. 全銅	0.1	
27. 全亜鉛	0.2	
28. 全マンガン	0.2	
29. カラー現像液(CD-2 型)	0.2	
30. 全リン	0.25	
31. 単体リン(リンで計算)	0.05	
32. 有機リン系農薬 (リンで計算)	0.05	
33. ジメトエート	0.05	
34. メチルパラチオン	0.05	
35. マラチオン	0.05	
36. パラチオン	0.05	
37. ペンタクロロフェノール及びペンタクロロフェノールナトリウム (ペンタクロロフェノールで計算)	0.25	

38. トリクロロメタン	0.04	
39. 吸着性有機ハロゲン化合物(AOX)(塩素で計算)	0.25	
40. 四塩化炭素	0.04	
41. トリクロロエチレン	0.04	
42. テトラクロロエチレン	0.04	
43. ベンゼン	0.02	
44. トルエン	0.02	
45. エチレン	0.02	
46. o-キシレン	0.02	
47. p-キシレン	0.02	
48. m-キシレン	0.02	
49. クロロベンゼン	0.02	
50. o-ジクロロベンゼン	0.02	
51. p-ジクロロベンゼン	0.02	
52. p-ニトロクロロベンゼン	0.02	
53. 2,4-ジニトロクロロベンゼン	0.02	
54. フェノール	0.02	
55. m-クレゾール	0.02	
56. 2,4-ジクロロフェノール	0.02	
57. 2,4,6-トリクロロフェノール	0.02	
58. フタル酸ジブチル	0.02	
59. フタル酸ジオクチル	0.02	
60. アクリロニトリル	0.125	
61. 全セレン	0.02	

### 三、pH、色度、大腸菌群数、残留塩素量の汚染当量値

汚染物	汚染当量値	備考
1. pH ①0-1, 13-14 ②1-2, 12-13 ③2-3, 11-12 ④3-4, 10-11 ⑤4-5, 9-10 ⑥5-6	汚水 0.06 トン 汚水 0.125 トン 汚水 0.25 トン 汚水 0.5 トン 汚水 1 トン 汚水 5 トン	pH5-6 は 5 以上、6 未満を指す。pH9-10 は 9 より大きく、10 以下を指す。他も同様。
2. 濁度(希釈倍数)	水 5 トン・倍	
3. 大腸菌群数(基準超過時)	汚水 3.3 トン	大腸菌群数と全残留塩素は 1 項目のみ徴収。
4. 残留塩素量 (塩素消毒を使った病院廃水)	汚水 3.3 トン	

### 四、畜産養殖業、零細企業、第三次産業の汚染当量値

(本表は、実際にモニタリングやマテリアルバランス計算ができない畜産養殖業、零細企業、第三次産業等小規模汚染排出者の汚染当量数の計算にのみ適用する)

カテゴリー	汚染当量値	備考
畜産養殖場	1.牛	飼育規模が牛 51 頭以上、豚 501 頭以上、鶏・鴨計 5000 羽以上等の家畜養殖場にのみ徴収する。
	2.豚	
	3.鶏、鴨等家禽	
4.零細企業	汚水 1.8 トン	

5.飲食・娯楽サービス業		汚水 0.5 トン	
6.病院	消毒	0.14 床	病院の病床数が 20 床より多い場合、 本表により汚染当量を計算する。
		汚水 2.8 トン	
	非消毒	0.07 床	
		汚水 1.4 トン	

### 五、大気汚染物汚染当量値

汚染物	汚染当量値 (kg)
1. 二酸化硫黄	0.95
2. 窒素酸化物	0.95
3. 一酸化炭素	16.7
4. 塩素ガス	0.34
5. 塩化水素	10.75
6. フッ化物	0.87
7. シアン化水素	0.005
8. 硫酸ミスト	0.6
9. クロム酸ミスト	0.0007
10. 水銀及びその化合物	0.0001
11. 一般粉塵	4
12. アスベスト粉塵	0.53
13. グラスウール粉塵	2.13
14. カーボンブラック粉塵	0.59
15. 鉛及びその化合物	0.02
16. カドミウム及びその化合物	0.03
17. ベリリウム及びその化合物	0.0004
18. ニッケル及びその化合物	0.13
19. スズ及びその化合物	0.27
20. 煤塵	2.18
21. ベンゼン	0.05
22. トルエン	0.18
23. キシレン	0.27
24. ベンゾ(a)ピレン	0.000002
25. ホルムアルデヒド	0.09
26. アセトアルデヒド	0.45
27. アクロレイン	0.06
28. メタノール	0.67
29. フェノール類	0.35
30. アスファルト類	0.19
31. アニリン類	0.21
32. クロロベンゼン類	0.72
33. ニトロベンゼン	0.17
34. アクリロニトリル	0.22
35. クロロエチレン	0.55
36. ホスゲン	0.04
37. 硫化水素	0.29
38. アンモニア	9.09

39. トリメチルアミン	0.32
40. メチルメルカプタン	0.04
41. メチルスルフィド	0.28
42. ジメチルジスルフィド	0.28
43. スチレン	25
44. 二硫化炭素	20

URL [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content\\_2004993.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content_2004993.htm)